

65歳以上の方へ

平成23年度 介護保険料のお知らせ

安平町に納めていただく65歳以上の方の平成23年度の保険料についてお知らせします。

介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以上の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて、介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険組合等にお問い合わせください。



保険料の決め方

65歳以上の方の保険料については、本人及び世帯の課税や所得の状況に応じて6段階に分けられています。

| 段階 | 対象者 | 保険料(月額) |
|--------------|---|---------|
| 第1段階 | 生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人 | 1,750円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税の人で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人 | 1,750円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない人 | 2,620円 |
| 第4段階 (特例) | 住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 2,900円 |
| 第4段階 | 本人が市町村民税非課税で第1段階・第2段階・第3段階に該当しない人 | 3,500円 |
| 第5段階 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が2,000,000円未満の方 | 4,370円 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が2,000,000円以上の方 | 5,250円 |

※この保険料の段階に基づく平成23年度の保険料額は、6月中旬(年金天引きの方は10月)に個別に通知します。

保険料の納め方

特別徴収の方(年金から天引きされている方) → 年金の支払い(年6回)の際にあらかじめ差し引かれます。

普通徴収の方 → 6月中旬に安平町から送付される納付書で納めていただきます。

【5月発行議会だよりの介護保険料値上げ額「月に10円」について】

議会だよりに掲載された介護保険料の記事では答弁の詳細が記載されていませんでしたので、改めて説明させていただきます。

第1回定例会(3月開催)における答弁では、過去の答弁について、グループホームの入所者1名につき被保険者1名の負担すべき介護保険料が概算で月額10円であることを説明しました。

また、過去の実績等から18名入所の場合は月額146円(1名入所で月額8.1円)になることを説明し、デイサービスも含めた場合(利用率60%)は推定月額350円と説明したものであることから、決して間違いでは無い事や、推定月額350円に関しましても入所率や利用率により変動するものであることから確定額ではありません。また、来年度からの詳しい料金改定に関しましては、今年度も施設の増加に係らずに収支不足が予測されることや要介護認定者の自然増加等も考慮し、今後3年間の介護保険料を第5期介護保険計画の中で決定していくこととなっています。

問合せ 健康福祉課保険医療室介護保険グループ ☎ 4555